

会社の解散の訴えにおける解散事由の検討

——東京地判令和元年八月三〇日を素材として——

大久保 拓也

△目次▽

- 一 はじめに
- 二 会社の解散の訴えにおける解散事由
- 三 東京地判令和元年八月三〇日と解散事由の検討
- 四 結びに代えて

一 はじめに

株式会社の解散の訴えの制度は、アメリカ法における解散判決制度に倣い、昭和二五年の商法改正によって日本法に導入されたものである（平成一七年改正前商法四〇六条ノ二）⁽¹⁾。解散の訴え（解散請求権）という制度は、主に株式に譲渡性のない閉鎖型のタイプの会社の少数株主が損害を防止するため行使する最後の救済手段と位置づけられている⁽²⁾。そもそも株主権は、社員権説を前提とすれば、株主が会社から直接経済的な利益を受ける権利である自益権と、会社の経営に参与する権利である共益権とに大別できるところ、株式会社の解散請求権は共益権に分類される⁽³⁾。もっとも、この請求権は、解散判決の結果、会社の清算を経て、株主に自益権である残余財産分配請求権が生じるのであり、会社の解体という非常手段により株主の救済をする点で、共益権の中でも特異性をもつ⁽⁴⁾。会社解散の訴えと株式の差押えとの関係という、手続法と会社法との交錯領域について判断した珍しい事例として東京地判令和元年八月三〇日（判タ一四六九号二四九頁、金判一五八四号四〇頁）⁽⁵⁾がある。この判決は、会社解散の訴えの原告適格を認め、解散判決を下している。

筆者は同判例について判例評釈（以下、「前稿」という）⁽⁶⁾で検討したが、判例評釈という性質上、判例の事案分析にとどまり、解散事由に関する検討を十分に行うことができなかつた。そこで本稿では、前稿を踏まえ、同判例を素材に会社の解散の訴えにおける解散事由について検討することにした。

なお、前稿を基に検討を深めるということから、前稿の記述と内容的に重複する部分があることをあらかじめお断りしておく。

二 会社の解散の訴えにおける解散事由

まず、二では会社の解散の訴えに関する規制の概要と解散事由について整理しておく。

1. 会社の解散の訴え

株式会社の解散の訴えは、一定の事由がある場合に、総株主（完全無議決権株式の株主を除く）の議決権の一〇分の一（定款で引下げ可）以上の議決権を有する株主または発行済株式（自己株式を除く）の一〇分の一（定款で引下げ可）以上の数の株式を有する株主は、訴えをもって株式会社の解散を請求することができるとする制度である（会社法八三三条一項⁷）。解散請求が認められる「一定の事由」として定められているのは、次の解散事由①または②のいずれかに該当し、かつ③やむを得ない事由があるときである。

解散事由①は、株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、または生ずるおそれがあるとき、である（会社法八三三条一項一号）。解散事由②は、株式会社の財産の管理または処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき、である（会社法八三三条一項二号）。

解散請求権を行使し、解散判決を得て清算手続きにより残余財産の分配を受けることは、解散決議（株主総会の特別決議（会社法四七一条二号、三〇九条二項一号））を得ることができない少数派株主にとって、究極の投下資本回収手段と位置づけられている⁸。もともと、会社法八三三条一項の解釈として、通説は、会社の存在そのものに影響する場合でない限り、いかに取締役の非行等によって少数株主の保護の必要がある場合であっても、解散請求は認められな

いと解している。⁽⁹⁾

2. 解散事由に関する規制の概要

次に、一で述べた解散事由にはどのようなものがあるかを詳述する。

(1) 解散事由①

解散事由①については、単に取締役間に分裂が生じて業務に停滞が生じているだけでは足りないが、対立する株主が二分の一ずつの株式を有しており、取締役の改選すらできない等、いわゆるデッド・ロック状態にある場合には、会社が業務の執行において著しく困難な状況にあるといえると解されている。⁽¹⁰⁾ この解散事由①は、資本多数決の原則の下で誰も支配権を取得することができない状態を前提としているから、資本多数決の原則では解決不可能であり、どちらに紛争の帰責事由があるか、具体的損害が何かということを考慮することなく、裁判所は株主間の紛争に關与することが可能であると解されている。⁽¹¹⁾

これに関する裁判例には、次のものがある。

まず、東京地判平成元年七月一日（判時三四九号一四八頁）⁽¹²⁾の事案は次のとおりである。Y社は、甲家と乙家が半額ずつ出資し、その経営および利益配分も両家平等という前提で経営されてきた株式会社である。甲家側の代表取締役であったAの死後、乙家側の代表取締役であるZがAの生前に係争株式をAから譲渡されたので乙家側が過半数を有しているとの虚偽の事実を主張し、甲家側をY社の経営からも、また、Y社の経営による利益の享受からも排除

したというものである。裁判所は、Xら甲家側の乙家側に対する不信は極めて強度なものと認められるので、今後、両者が共同してY社を経営することは到底期待することはできず、甲家側・乙家側がY社の株式を五割ずつ保有している状況の下においては、株主総会における取締役の選任によりY社の業務執行の決定機関である取締役会を新たに構成することはできないというべきであるとして、Y社は、業務の執行上、著しい難局に逢着しており、また、Y社に回復することができない損害が生ずるおそれがあることは明らかといわなければならない、と判示して会社の解散を認めた。

次に、東京高判平成三年一〇月三十一日（金判八九九号八頁）¹³は、有限会社において、取締役が二名いるが、両名の対立は根深く、意見の一致を見る余地はない上、社員はその取締役二名であり、かつ、両名の有する出資口数は同数であるから、社員総会による意思決定もできないから、解散事由①に当たり、解散請求するにつきやむをえない事由があるとして、解散請求を認めた。

(2) 解散事由②

解散事由②は、会社財産の流用等経済的不公正の事例が念頭に置かれて¹⁴いる。すなわち、支配権を取得している者の存在を前提としているため、あくまで資本多数決による処理が原則となり、例外的に解散判決を下すためには、支配株主の側に重大な横領行為等の強度の悪性のある行為があることが要求されると解される。¹⁵これに関する裁判例には、次のものがある。

まず、大阪地判昭和五七年五月一二日（判タ四七〇号一九五頁）¹⁶は、解散を認めた事例である。すなわち、少数株主

の請求により、判決によって会社を解散させることができるのは、企業の継続が株主の共同利益を害するきわめて例外的な場合に限られるべきであるが、休眠会社またはこれに準ずるような会社については、たとえ株主の多数意思のもとに会社が休眠状態に置かれたものであっても、また会社決算上は債務超過の状態にはなくとも、会社を休眠状態のままに放置していること自体が会社の業務体制の欠缺を意味し、会社財産の管理方法としては著しく失当といえるから、近い将来会社が営業活動を再開する予定であり、しかもそれが実現可能なものである等の特段の事情のない限り、解散事由に該当するとしている。

これに対し、東京地判昭和六三年五月一九日（金判八二三号三三頁）¹⁷は、総合商社X社が外国企業Aの製品を輸入するために設立したY株式会社を通じて国内の独占販売契約を締結していたが、同契約が解除されたためX社がY社の解散を求めた事案において、解散事由②は取締役が会社財産につき不当な処分をし、それが多数株主の支持を背景としている場合のごとく、会社の誤った経営または取締役の非行があるにもかかわらず、その是正が期待できない場合をいうものと解されると解している。そして、契約の解除はこの事由に当たらないとして、解散請求を認容しなかった。

(3) 解散事由③

解散事由③については、会社を解散する以外には会社の正常な運営、したがって株主の正当な利益を保護する方法がない場合であり、解散がいわば最後の手段である場合を意味するものと解されている¹⁸。なお、解散という結果を得ることとの関係で、解散判決以外に解散に至る途がない場合に限られるか、破産手続開始の申立て等がなし得る場合にはそちらによるべきかが問題となるが、解散決議が絶対に成立しないとは言い切れないような場合や、破産の申立

をして会社の破産により解散することが考えられ得る場合でも良いとする見解が多数である。⁽¹⁹⁾

解散事由③のやむを得ない事由について、東京高判平成一二年二月二三日（金判一〇九一号四〇頁）⁽²⁰⁾は、兄弟二名が五割ずつ出資持分を保有している有限会社において、兄弟間の争いが激しいため会社の正常な運営を行うことが著しく困難な場合において、会社の正常な運営を図り、社員の正当な利益を保護するため会社を解散する以外には事態を開する相当な方法ないし手段がない場合をいうと解している。

三 東京地判令和元年八月三〇日と解散事由の検討

二1で述べたように、会社の解散の訴えは少数派株主にとっては究極の投下資本回収手段と位置づけられるが、二2で述べたように裁判例をみると、解散事由に該当する事例はかなり限定されている。どのような場合に解散事由に該当するか否かについては、事案の分析が必要になる。会社の解散の訴えについて争われた近時の注目すべき裁判例が、一で述べた前掲東京地判令和元年八月三〇日である。ここでは、議論の整理のために、前稿の議論を参考にしつつ、事案の概要および判旨をまとめることにしたい。

1. 事案の概要

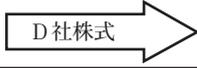
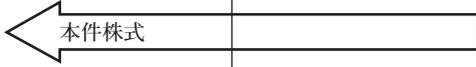
まず、当事者の整理である。X社は、平成二四年三月二八日にAによってAを代表取締役として設立されたが、平成二六年六月一三日、Aが代表取締役を辞任し、Bがその地位に就いた。

Y社は、平成一三年三月二二日に設立された、コンサルタント業務等を目的とし、発行済株式（Y社株式）総数六〇株の特例有限会社であり、Cの資産管理を行っている。Cは、Y社の唯一の取締役であり、Y社株式三〇株を保有している。他方X社は、Y社株式三〇株を保有する株主である（以下、X社が保有するY社株式を「本件株式」という）。

本件提訴に至る経緯は△時系列表▽のとおりである。そして、前訴判決（東京地判平成二八年一月一八日2016WLJPCA01186004）で、東京地裁は、本件株式の譲渡の効力の争いについて、X社がY社株式三〇株を保有する株主であることを確認する、またY社はX社に対しその営業時間内のいつにても平成二四年度から平成二六年度までの会計帳簿またはこれに関する資料を閲覧および謄写させよと判示した。しかし、X社の平成二九年一〇月二二日到達の内容証明郵便による平成二四年度から平成二八年度までの会計帳簿の閲覧および謄写等請求に対して、Y社は、確定した前訴判決で認容された部分も含め、株主名簿の名義書換えがされていないためX社を株主として取り扱うことはできないとしてこれに応じなかった。そこでX社が、同年一二月二七日にY社の解散を求めて本件訴訟を提起した（本件申立て）。

本件申立て後のX社・Y社の対応も本件の整理に必要な範囲で述べておく。X社は、裁判所の示唆を受けて、平成三〇年七月一〇日、Y社に対し本件株式について名義書換請求を行い、Y社は、同年九月一三日、X社を三〇株の株主である旨の株主名簿の名義書換えをした。Y社は、同年一二月五日において、平成二四年度から平成二六年度までの総勘定元帳等Y社の会計帳簿の一部を開示したが、残りの会計帳簿について開示しない旨を明らかにした。また、Y社は、平成三〇年九月期の定時株主総会について、X社に対し、招集通知を送付していない。

<時系列表>

		X社	D社	Y社
平成18年			D社JASDAQ市場に上場	
平成24年	3月28日	Aを代表取締役として設立		
	9月1日		Cが代表取締役に就任	
	12月～	A・C間で、D社の経営サポートについて協議。Y社がD株式を取得し、AがY社株式の50%を譲り受けることを合意		
平成25年	1月25日			前記合意に基づき、D株式を51万株取得
	3月1日			C→X社（当時Aが1人株主・代表取締役）に対し、本件株式を代金150万円で譲渡
平成26年	6月13日	A代表取締役を辞任、B代表取締役に就任		
	10月3日			（前訴大阪地裁の審理）Cの資産管理会社でY社の資産の大部分はD株式である旨主張
平成28年	1月18日	（前訴判決）東京地裁（平成26年（ワ）第29900号および同29917号事件）①X社がY社株式30株を保有する株主であることを確認、②Y社はX社に対し平成24年度～平成26年度の会計帳簿・資料の閲覧および謄写を認める		
	6月8日	X社：（前訴判決）控訴棄却の判決		
	9月30日			平成28年9月期に、Cに対し役員報酬540万円支払
	10月14日			D株式132万株をE社に23億円余で譲渡
平成29年	5月9日	（前訴判決）上告棄却・上告不受理決定		
	9月頃			平成29年9月期に、Cに対し役員報酬1620万円支払い、役員退職慰労金引当金11億円余を計上
	10月22日	内容証明郵便により、会計帳簿の閲覧および謄写等を請求		株主名簿の名義書換えがないとして応じず
	12月27日	本件訴訟提起		

2. 判旨

次に、裁判所は、Y社の解散事由について次のように判示した。

「X社とCは、Y社株式を二〇株ずつ保有し…、Cが前記のような確定判決にも従わない態度を示してX社が株主として行動することを拒絶し、上記金員の分配について判断する前提となる管理状況をX社が知ることができないことから、Y社の中心的な目的であるD株式から生じた利益の分配を行うために必要な決算の承認や利益の配当など株主総会において決定すべき事項の決定ができない状態にあるといえる。他方、Cは、X社がY社から何らの利益を得ることができずにいるのに、役員報酬を増額するなどしてY社から利益を得たほか、役員退職慰労金引当金を約一億円計上するなど、Y社から多額の利益を得ようとしており…、Y社において、仮に株主総会で取締役の報酬の決定を取締役に委任する決議がされていたとすると、唯一の取締役であるCが自由に自己の報酬を定めて会社財産をCへ移転することができることになり、Y社の確定判決の既判力を無視するなどのX社への対応をみても、X社への利益の移転を防ぐべく、Y社の資産をBへ役員報酬ないし退職慰労金として移転するおそれがある。さらに、Y社株式をCとX社で五〇%ずつ保有するため、Y社の取締役を交代させる株主総会決議をすることはできず、仮にCについて解任の訴えが認められたとしても、その後任取締役を選任する株主総会決議をすることができず、CがY社の唯一の取締役であるから…、業務執行が可能な状態を作出することができないのであつて、解散の訴えによるほか現状を開することはできないというべきである。」

「以上によれば、Y社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、Y社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあり、やむを得ない事由があるといえる。」

3. 前掲東京地判令和元年八月三〇日における解散事由の該当性

前稿で検討したとおり、前掲東京地判令和元年八月三〇日においては、二二で述べた(1)解散事由①と(3)解散事由③に該当するかが争われているので、この点を取り扱うことにしたい。

まず、二二(1)で述べた解散事由①は、対立する株主が二分の一ずつの株式を有しており、いわゆるデッド・ロック状態にある場合に当てはまる。これに該当する事例は多く、近時の裁判例として、東京地判平成二八年二月一日(2016WLJPCA02016001)⁽²¹⁾、東京地判平成二八年一〇月一九日2016WLJPCA10198003⁽²²⁾、東京地立川支判平成二九年一月二六日金判一五六六号五一頁等がある。

前掲東京地判令和元年八月三〇日も、「X社とCは、Y社株式を三〇株ずつ保有し…Y社の中心的な目的であるD株式から生じた利益の分配を行うために必要な決算の承認や利益の配当など株主総会において決定すべき事項の決定ができない状態にあるといえる。…X社への利益の移転を防ぐべく、Y社の資産をCへ役員報酬ないし退職慰労金として移転するおそれがある。さらに、Y社株式をCとX社で五〇%ずつ保有するため、Y社の取締役を交代させる株主総会決議をすることはできず…解散の訴えによるほか現状を打開することはできない」等と認定する。

これについて、前掲東京地判令和元年八月三〇日と同様に、有限会社に関する先例(高松高判平成八年一月二九日金判九九六号一七頁)においても、社員が持分を半数ずつ保有している有限会社について、当初の会社設立の目的が事実上不可能となり、もっぱら不動産売買代金残金の処理等のために存続している状態であること、両者が反目しており会社の業務執行の決定ができない状態であること、その持分を他の社員や第三者に譲渡することも困難であることから、会社の解散を命じている。したがって、解散事由①に該当するという判断は適当と考えられる。

また、二二(3)で前述した解散事由③は、会社を解散する以外には事態を打開する相当な方法ないし手段がない場合をいうと解されている。

前掲東京地判令和元年八月三〇日は、「X社を株主として取り扱う旨の主張については：前訴判決の既判力によって遮断される事由であるのに、Y社は：確定判決の既判力を無視してまでX社による株主権の行使を拒絶しようという強固な態度を示しており、株主名簿の名義書換え後においても、X社の平成二八年一月期以降の会計帳簿等の閲覧・謄写に応じない：、X社に対し平成三〇年九月期の定時株主総会の招集通知を送付しない：など、X社による株主権の行使を拒絶していることを踏まえると、Y社が今後もあらゆる理由を付けてX社による株主権の行使を認めない可能性が高く、Y社の主張はやむを得ない事由がある」と判示する。

Y社は最高裁で確定した前訴判決にも従わず、会計帳簿の閲覧請求権等の株主権の行使を拒絶しているのであるから、解散事由③に該当すると判断することも妥当である。

このように、前掲東京地判令和元年八月三〇日の判断は、解散事由①・解散事由③に関する裁判例・学説の傾向に沿うものであり、解散事由の成立範囲を明らかにするものとして意義がある。

4. 前掲東京地判令和元年八月三〇日における解散請求の背景と裁判所の判断の当否

3では、前掲東京地判令和元年八月三〇日の解散事由の該当性について述べたが、同判決では判決文に直接書かれていない背景事情が裁判所の判断に大きく影響しているように思われる。前稿においても検討したが、前稿は判例評釈であったためこの点に関して十分に検討することができなかつたので、本稿では背景事情についても考慮して検討

することとしたい。

(1) 本件株式の譲渡

本件におけるX社とY社の対立には、本件株式の帰属をめぐる当事者間の争いが背景にある。

前訴によれば、本件株式がY社からX社に譲渡された背景には、AとCとの間の次の合意があったとされる。すなわち、Aが、Cとの間で、平成二四年一月から平成二五年一月二五日までの間ころ、D社の経営をサポートするインセンティブについて協議し、Y社がD株式を取得し、AがY社株式の五〇%を譲り受けることを合意し、その合意に基づき、Y社は、同日、D株式を五一万株取得し、Cは、同年三月一日、Cが当時一人株主であり、代表取締役を務めるX社に対し、本件株式を代金一五〇万円で譲渡した、というものである。ここにいう合意とは、本件譲渡の際、「X社の代表取締役であったAが、Cが代表取締役を務めるD社の特別顧問としての役割を果たし、D社の企業価値・株式価値を向上させて、平成二六年一月末までにD社の株式の時価総額を二五〇億円超にした上、その後可及的速やかにD社の株式を東京証券取引所一部市場に上場させること」を停止条件とする旨の合意であり、前訴においてY社およびCが主張したものである（前掲東京地判平成二八年一月一八日）。前訴においてはこの合意について本件株式についての譲渡契約書に記載がなく、本件株式の譲渡代金も支払われていることから、この合意があったとは認定されず、本件株式はX社に譲渡されたものとされている。

確かに、Aは平成二六年六月にX社の代表取締役を辞任し、Bが代表取締役に就任したことから上記合意があったことを証明することが困難であったという事情もあろう。しかし、Y社がCの資産管理会社であるとしても、Cは上

場合社であったD社の代表取締役社長でもあったのであるから、Y社の株式の譲渡という重要事項について譲渡契約を締結するのであれば、弁護士等の専門家の助言を元に契約書に上記合意を明記するといった対応をとっておくべきだったのではあるまいか。そのような基本的な対策をおろそかにしたことが株式の帰属をめぐる争いに発展したとすれば、前訴における裁判所の判断は妥当な判断であったと思われる。

(2) 株式の帰属をめぐる問題

さらに問題となるのは前訴判決においてX社が本件株式三〇株を保有する株主であることが認められた確定判決があるにもかかわらず、それに従わず、Y社がX社を株主として認めない態度をとってきたことである。前掲東京地判令和元年八月三〇日によれば、本件訴訟提起（平成二九年二月二七日）後に、平成三〇年五月二二日第一回弁論準備手続期日において裁判所の示唆を受けたことから、Y社はようやく本件株式について名義書換えを行うこととし、同年九月一三日、X社を三〇株の株主である旨の株主名簿の名義書換えをしたが、それにもかかわらず、Y社は、平成三〇年九月期の定時株主総会について、X社に対し、招集通知を送付していない等、前訴による確定判決の既判力を無視する態度をとってきた。他方、Cは、役員報酬を増額するなどしてY社から多額の利益を得ようとしている。株主であるX社のCに対する監督是正権の行使が奏功しない状況にあること、Cの態度やY社側の対応そのものに問題があったことが解散請求の背景にあると考えることができる。前掲東京地判令和元年八月三〇日がY社の解散判決の成立を認めたのは、このようなY社側の対応そのものに問題があったためではないかと考える。

(3) 別訴無視の問題

(2)で前述したように、前掲東京地判令和元年八月三〇日がY社に対し解散事由があると判示したが、このような判断に至る背景には、X社がY社の株主であるという前訴判決が下された後もX社を株主として認めない等、裁判所の別訴の判断に従わなかったことが影響していると思われる。

この事例のように、裁判所の下した別訴の判断に従わずに事業活動を行った場合には、裁判所から厳しい判断が示される事例はこれまでも多くみられるところである。ここでは同裁判例と同様に非公開会社における事例を取り上げ、裁判所の判断に従わない行動をした場合にどのような判断が示されてきたかをみてゆくことにしたい。

(一) 差止仮処分命令違反の事例

まず、最判平成五年一月一六日（民集四七卷一〇号五四二三頁²³）を取り上げる。これは、定款に株式譲渡制限の定めを置く上告人会社が取締役会において第三者割当の方法で訴外会社に割当ててる新株発行を決議したところ、被上告人株主が、新株発行差止め仮処分命令を得た事例である。仮処分命令が出された後、被上告人株主が新株発行差止請求の訴えを提起したにもかかわらず、上告人会社は、新株発行を行い、訴外会社から払込期日に新株払込金の支払を受けたというものである。この新株発行に対する差止請求訴訟の審理開始から一年余り後になって、口頭弁論期日において、上告人会社から本件新株発行は既に実施されているから新株発行差止請求は訴えの利益がなくなったとの主張がなされた。そこで被上告人株主が新株発行差止請求の訴えを新株発行無効の訴えに変更する旨の申立てをした事例について、原審（大阪高判昭和六三年二月二二日判時一三一一号二二八頁）は、新株発行差止請求については却下し

たが、被上告人が行った新株発行無効の訴えへの変更を適法とし、仮処分命令違反の新株発行は無効であるとして被上告人らの請求を認容したものである。

「商法〔筆者註…平成一七年改正前商法。以下同じ〕二八〇条ノ一〇〔筆者註…会社法二一〇条〕に基づく新株発行差止請求訴訟を本案とする新株発行差止め仮処分命令があるにもかかわらず、あえて右仮処分命令に違反して新株発行がされた場合には、右仮処分命令違反は、同法二八〇条ノ一五〔筆者註…会社法八二八条一項二号〕に規定する新株発行無効の訴えの無効原因となるものと解するのが相当である。ただし、同法二八〇条ノ一〇に規定する新株発行差止請求の制度は、会社が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正な方法によって新株を発行することにより従来の株主が不利益を受けるおそれがある場合に、右新株の発行を差し止めることによって、株主の利益の保護を図る趣旨で設けられたものであり、同法二八〇条ノ三ノ二〔筆者註…公開会社については会社法二〇一条三項・四項〕は、新株発行差止請求の制度の実効性を担保するため、払込期日の二週間前に新株の発行に関する事項を公告し、又は株主に通知することを会社に義務付け、もって株主に新株発行差止めの仮処分命令を得る機会を与えていると解されるのであるから、この仮処分命令に違反したことが新株発行の効力に影響がないとすれば、差止請求権を株主の権利として特に認め、しかも仮処分命令を得る機会を株主に与えることによって差止請求権の実効性を担保しようとした法の趣旨が没却されてしまうことになるからである。」

この事例では、上告人会社の現経営陣を支持する株主と反対する株主の激しい対立が続いていた中で行われた新株発行差止仮処分命令に違反した新株発行について、無効と判断された。

募集株式の発行等の効力が生ずると差止めはできなくなることから、その効力発生前に、株主は、会社を債務者と

して差止請求権を被保全権利とする募集株式の発行等の差止仮処分申請を行うのが通常である（民事保全法二三条二項²⁴）。もつとも、仮処分違反の新株発行が新株発行無効の訴えにおける無効事由になるかどうかについては学説の対立があるが、無効原因になるとする無効説が有力であり²⁵、前掲最判平成五年二月一六日の多数意見も無効説に立つ。

ところで、この判例で争われた新株発行差止請求は、英米法の差止命令（injunction）に倣い昭和二五年改正商法で導入されたものである。英米法では差止命令違反は裁判所侮辱として制裁が課されるものとされている²⁶。この裁判例においては、上告人会社が差止請求訴訟の審理開始から一年余り後に仮処分命令に違反した新株発行の事実を主張している。そのように新株発行差止請求の実効性を失わせる主張をすることは、母法である英米法に照らして考えてみると、裁判所侮辱的な主張といえることができる²⁷。

そうであれば、差止仮処分命令違反が無効原因になると判示した最高裁の判断は当然の帰結ともいえそうである。裁判所のこのような立場からすれば、前掲東京地判令和元年八月三〇日においても会社側が前訴判決の判断を無視する対応をしたのであるから、裁判所侮辱的な対応として厳しい評価がされても仕方がないといえよう。

（二）非公開会社における提訴期間を徒過した新株発行無効の訴え

次に、名古屋地判平成二八年九月三〇日（判時三三二九号七七頁²⁸）を取り上げる。これも、非公開会社の事例である。原告株主は、被告会社の株式の九割を保有していた。この株式の帰属が別件訴訟において争われているときに、被告会社の代表取締役（株式の一割を保有）は、取締役会で第三者割当ての方法により代表取締役がすべて引受ける新株株式を行い、新株発行に係る登記も行われた。

別件訴訟で原告株主が被告会社の株主であることを確認する判決を認容する最高裁決定が確定した後になって、被告会社から、新株発行の事実を告げられた。この時点ですでに新株発行から一年以上が経過していた。そこで、原告株主が、新株発行の無効および不存在確認等を求めたというのが事案の概要である。

名古屋地裁は、次のように判示して新株発行の無効の訴えを認めた。なお、不存在確認については認められていない。²⁹⁾

「被告会社の代表者である被告代表取締役は、原告株主を被告会社の株主から排斥する意図の下、原告株主に知られることなく本件新株発行を行うべく、原告株主がこれを察知する機会を失わせるための隠蔽工作を繰り返していたものと認められる。…」²⁹⁾「そして、被告会社は、株式の譲渡制限をしている会社であるところ…、本件新株発行により株式の発行を受けた者は、被告代表取締役だけであるから、本件新株発行につき、取引の安全を考慮する必要性がさほど高いとはいえない。また、原告株主は、本件新株発行の存在を知った…日…から一年以内に本件新株発行の無効の訴えを提起しており…、訴訟提起が不当に遅延したとはいえない。」「以上のとおりの本件事実関係の下においては、信義則上、原告株主が本件新株発行の無効の訴えを所定の提訴期間を徒過して提起したとすることはできず、当該訴えは、適法であると解するのが相当である。」

新株株式の発行に法的な瑕疵がある場合に、無効の一般原則では対世効もないこと等から法的安定性に欠けるため、新株発行の無効の訴えの制度が用意されている。すなわち株式会社成立後における株式の発行（新株発行）の無効は、当該新株発行の発行の効力が生じた日から、非公開会社については一年以内に、訴えをもってのみ主張することができる（会社法八二八条一項二号括弧書）³⁰⁾。新株発行の効力が生じた日は、払込期日までに払い込みがあった新株につ

いては払込期日（払込期間を定めた場合は払い込みの日）であり、新株引受人はその日から株主となる（同法二〇九条一号）。この事案における新株発行は被告代表取締役が払込期日である平成二四年六月四日に所定の払込みをしたのに対し、原告株主が本件新株発行の無効の訴えを提起したのは同二六年六月三日のことである。そこでこの事案では、非公開会社である被告会社の提訴期間を徒過していることから、無効の訴えが認められるか否かが問題となった。

しかし、日本では非公開会社が多く、この事例のように代表者が必要な機関の承認を得ずに自らを引受人として新株を発行し、一年の間誰にも気付かれなかったというように、株主が法的瑕疵のある新株発行の存在を認識できないという事態は起こりうる。

そこで、この裁判例では、①被告会社は、原告株主を排斥する意図の下、原告株主に本件新株発行を察知する機会を失わせるための隠蔽工作を繰り返していたこと、②原告株主は、本件新株発行の事実を告げられなかったのみならず、本件新株発行の事実を想定することは容易でなかったこと、③被告会社は非公開会社であり、本件新株発行により株式の発行を受けた者は被告代表取締役だけであるから、取引の安全を考慮する必要性がさほど高いとはいえないこと、また、④原告株主は、本件新株発行の存在を知った日から一年以内に本件新株発行の無効の訴えを提起しており、訴訟提起が不当に遅延したとはいえないこと等の理由を挙げて、信義則上新株発行の無効の訴えは適法と判示する。

新株発行無効の訴えは無効事由がある場合であっても、その関係を長期間不安定の状態に置かないために提訴期間が定められたという趣旨、非公開会社であるため取引の安全を考慮する必要があること等を考慮すれば、本判決が信義則違反を根拠に提訴期間の例外的取扱いを認めたのは妥当であるといえる。²⁴ この裁判例も、(一)で前述したことと同

様に、別訴を無視した会社による積極的な新株発行の事実の隠蔽をした事例であり、法廷侮辱的対応がなされた事例ともいえそうである。

四 結びに代えて

本稿では、前掲東京地判令和元年八月三〇日を考察した前稿の検討を踏まえて、会社の解散の訴えにおける解散事由を検討した。二で述べたように、会社の解散の訴えは少数派株主にとっては究極の投下資本回収手段と位置づけられるが、裁判例では、会社の存在そのものに影響する場合でない限り解散請求は認められない、と解散事由に該当する場合を限定的に捉えている。その中で、三で述べた前掲東京地判令和元年八月三〇日における解散事由については、対立する株主が二分の一ずつの株式を有するいわゆるデッド・ロック状態にあり（解散事由①）、前訴における裁判所の判断に従わず、X社の株主権の株主権の行使を認めない行動をした等、会社を解散する以外には事態を打開する相当な方法ないし手段がないと評価される場合（解散事由③）に該当すると解されている。

これについては、三・四で述べた解散請求の背景に鑑みても、裁判所の別訴の判断に従わなかったことは法廷侮辱的な態度と捉えられると思われる。そうであれば、やはり解散事由に該当すると判断されたことは妥当ということになるだろう。

会社の解散の訴えについては、近時これを認容する裁判例が下されているところであり、解散事由の判断をめぐる今後の裁判例の動向にも注目してゆきたい。

※本稿は、公益財団法人石井記念証券研究振興財団令和二年度研究助成金「相続法改正、民事執行法改正と商事法制への影響」(代表 松嶋隆弘) の研究成果の一部である。

- (1) 大隅健一郎・大森忠夫『逐條改正會社法解説(増補第三版)』(一九五二年) 五三二～五三四頁。
- (2) 江頭憲治郎『株式会社法(第八版)』(二〇二二年) 一〇四一～一〇四二頁。
- (3) 田中巨『会社法(第三版)』(二〇二二年) 六六頁。
- (4) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(13) 株式会社解散・清算、外国会社、罰則』(一九九〇年) 二三頁(谷川久執筆)。
- (5) 差押え・仮差押えを受けた株式会社が会社の解散の訴えの原告適格を有するかについて、前掲東京地判令和元年八月三〇日は、「会社の解散の訴えは、差押えの対象となる株式に基づく投下資本回収の利益を保護するための制度であり、訴えが認容された結果生ずる権利には差押えの効力が及ぶことからすると、換価ないし満足という目的に沿ったものということができるだけでなく、差押えの目的物である株式を消滅させたり、株式から得られる利益を直接執行債務者に取得させてしまうものではないのであって、換価ないし満足の準備という目的を阻害するものとはいえず、執行債権者を害するものではないから、この目的を達成するために会社の解散の訴えを提起する権利にまで差押えの効力を及ぼす必要は認められない。仮差押えの目的は、債務者の財産の現状を保存して金銭債権の執行を保全するにあるから、その効力は、同目的のため必要な限度においてのみ認められるのであり、それ以上に債務者の行為を制限するものと解すべきではない(最高裁：昭和四八年三月一三日第三小法廷判決・民集第二七卷第二号三四四頁参照)。そうすると、仮差押えの場合も差押えの場合と同様に解すべきである」として、差押えや仮差押えがあっても、原告適格を失わないと判示した。前掲東京地判令和元年八月三〇日の評釈として、弥永真生「判批」ジュリ一五四八号(二〇二〇年) 三頁。
- (6) 拙稿「判批」櫻田嘉章ほか編『私法判例リマックス六二号(二〇二二(上))〔令和二年度判例評論〕』法律時報別冊(二〇二二年) 九四頁(以下、「前稿」という)。本稿では、差押え・仮差押えを受けた株式会社が会社の解散の訴えの原告適

格を有するか否かについては扱わないが、この問題に関する理論的分析については、前稿を参照されたい。

(7) 権利の濫用を防ぐため (大隅Ⅱ大森・前掲註(1)五三三頁)、平成一七年改正前商法では総株主の議決権の一〇分の一以上を有する株主とされていたが、会社の解散を認めるかどうかは議決権の行使とは必ずしも関係しないこと、議決権基準のみを採用すると相互保有株主が除外されてしまうこと等から、同年改正会社法では、提訴権者につき、総株主の議決権の一〇分の一以上の議決権を有する株主または自己株式を除く発行済株式の一〇分の一以上の数の株式を有する株主に改正した (相澤哲Ⅱ葉玉匡美「新会社法の解説(14) 外国会社・雑則(上)」商事一七五四号(二〇〇六年)一〇四頁)。

(8) 三浦治『基本テキスト会社法(第二版)』(二〇二〇年)二七三頁。

(9) 酒巻俊雄「会社解散請求権の法理」早稲田法学四〇巻一号(一九六五年)四八頁、青竹正一『小規模閉鎖会社の法規整』(一九七九年)一三七頁。そのため、解散事由が認められる範囲も厳格に捉えられている。

(10) 酒巻俊雄Ⅱ龍田節編集代表『逐条解説会社法(九巻)』(二〇一六年)一五三頁(河内隆史執筆)、松嶋隆弘Ⅱ大久保拓也編『商法講義一 会社法』(二〇二〇年)二五七頁(金澤大祐執筆)。

(11) 穴戸善一「判批」岩原紳作ほか編『会社法判例百選(第三版)』別冊ジュリ二二九号(二〇一六年)一九五頁。

(12) 前掲東京地判平成元年七月一八日の評釈として、菊地雄介「判批」金判八五一号(一九九〇年)五二頁、穴戸善一「判批」ジュリ一〇〇四号(一九九二年)八八頁。

(13) 前掲東京高判平成三年一〇月三十一日の評釈として、青木英夫「判批」金判九〇九号(一九九三年)四二頁、川端正文「判批」『平成四年度主要民事判例解説』判タ八二二号(一九九三年)一九八頁。

(14) 龍田節Ⅱ前田雅弘『会社法大要(第二版)』(二〇一七年)四六九頁。

(15) 穴戸・前掲註(11)一九五頁。

(16) 前掲大阪地判昭和五七年五月二二日の評釈として、西川昭「判批」金判六七八号(一九八三年)四二頁。

(17) 前掲東京地判昭和六三年五月一九日の評釈として、太田剛彦「判批」『平成元年度主要民事判例解説』判タ七三五号(一九九〇年)二六六頁。

- (18) 上柳ほか編・前掲註(4)二五頁〔谷川執筆〕。
- (19) 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール 会社法三(第二版)』別冊法学セミ二三九号(二〇一五年)三八六頁〔小林量執筆〕。
- (20) 前掲東京高判平成二二年二月二三日の評釈として、西川昭「判批」金判一一〇四号(二〇〇〇年)五〇頁。
- (21) 前掲東京地判平成二八年二月一日の評釈として、宍戸善一「判批」『平成二九年度重要判例解説』ジュリスト一五一八号(二〇一八年)一一二頁。
- (22) 前掲東京地立川支判平成二九年一月二六日の評釈として、林孝宗「判批」金判一五九〇号(二〇二〇年)一七頁。
- (23) 前掲最判平成五年一月一六日の評釈は多数あるが、ここでは令和元年会社法改正前の学説の状況を詳しく述べる砂田太士「判批」岩原紳作ほか編『会社法判例百選(第三版)』別冊ジュリ二二九号(二〇一六年)二〇六頁と、拙稿「判批」神作裕之ほか編『会社法判例百選(第四版)』近刊を挙げておく。また、差止仮処分に関する理論的な分析として、松嶋隆弘「商法上の差止仮処分の実効性について(一)(二)(三・完)」日本法学六二巻三号(一九九六年)五二三頁、六三巻二号(一九九七年)二七七頁、六四巻一号(一九九八年)一一九頁。
- (24) この仮処分により会社に対しては当該新株を発行してはならないという不作為義務が直ちに設定されることになる(新堂幸司「仮処分」同『権利実用法の基礎』(二〇〇一年)四九頁。これは、本案の権利の全部または一部を実現したのと同様の結果を債権者に得させる、いわゆる満足的仮処分である)。
- (25) 無効説は仮処分命令に違反してなされた発行が有効であるとすると、株主に差止権を認めた法の趣旨が没却されることになること、仮処分無視に対する損害の算定は困難であるから取締役の損害賠償責任で償うことはできないこと等を挙げる(鈴木竹雄「新株発行の差止と無効」同『商法研究Ⅲ』(一九七一年)二二九頁、田中誠二『三全訂会社法詳論(下)』(一九九三年)一〇〇八頁、小林量「仮処分に違反した新株発行の効力に関する最高裁判決(下)」商事一三四九号(一九九四年)二〇頁、伊藤靖史ほか『会社法(第五版)』(二〇二二年)三四四～三四五頁〔松井秀征〕)。
- (26) 大橋弘「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇(平成五年度(下))』(一九九六年)一〇三二頁、一〇三四頁。

- (27) 松嶋隆弘『税理士も知っておきたい 実例から学ぶ 同族会社法務トラブル解決集』（二〇二一年）七頁。
- (28) 前掲名古屋地判平成二八年九月三〇日の評釈については、吉本健一「判批」金判一五二九号（二〇一七年）二頁、齊藤真紀「判批」『平成二九年度重要判例解説』ジュリ一五二八号（二〇一八年）一〇〇頁、田中亘「判批」ジュリ一五一九号（二〇一八年）一一〇頁参照。
- (29) 裁判例の分析については、拙稿「判批」判評七〇九号（二〇一八年）二四頁参照。
- (30) 林孝宗「判批」『速報判例解説—新・判例解説 Watch—』法セ増刊（二〇一七年）一三九頁、松尾健一「判批」法教四四四号（二〇一七年）一五六頁。
- (31) 東京地判令和二年二月十九日LJC・L07531468、東京地判令和二年六月二十二日LJC・L07530744。